

お客さま各位

株式会社京葉銀行

「アルファバンクの教育資金贈与専用口座」についてのご案内

「令和3年度税制改正」において、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法70条の2の2）」が改正されました。変更点につきましては下記のとおりとなりますのでご確認ください。なお、ご不明な点はお取引店までお問い合わせください。

(1) 適用期限が2年間延長されました

「教育資金の一括贈与非課税措置」の適用期限が2年間延長されました。これに伴い、「アルファバンクの教育資金贈与専用口座」のお預け入れ期限（新規・追加預入）を2023年3月31日まで延長します。

【お預け入れ期限】

変更前	変更後
2021年3月31日(水)	2023年3月31日(金)

(2) 贈与者(祖父母さま等)がお亡くなりになった場合のお取り扱いが変わりました

教育資金管理特約終了の日までに贈与者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日における「管理残額」(※)が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものととして、相続税の課税対象になります。ただし、以下の対象外条件に該当する場合は、相続税の課税対象から除外されます。

【対象外条件】

- ① 受贈者が23歳未満の場合
- ② 受贈者が学校等に在学している場合
- ③ 受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

上記により管理残額が相続等で取得したとみなされ、贈与者のお子さま以外の方に相続税が課される場合、当該管理残額に対応する相続税額は、相続税額の2割加算の対象となります。

今回の改正は、2021年4月1日以後に贈与された資金が対象となります。

(※)管理残額とは非課税拠出額(贈与資金の合計)から教育資金支出額を控除した残額をいいます。

- ◆下記の3項目全てにあてはまる場合には、管理残額が相続税の課税対象となる場合がありますので、お取引のある店舗の窓口にご連絡のうえご来店をお願いします。その際、お亡くなりになった事実の分かる公的書類および亡くなられた日以前に支払われたことを証する未提出の領収書がある場合はご提出ください。当行で受贈者からの届出を受け、管理残額を算出し、記録いたします。実際の相続税申告の要否は他の遺産金額の多寡により異なります。申告が必要な場合は管理残額をお知らせいたしますので、お取引のある店舗の窓口にお問い合わせください。
- ◆2019年4月1日以降に、贈与者がお亡くなりになった場合。
 - ◆前記【対象外条件】の①～③に該当しない場合。
 - ◆お亡くなりになった贈与者から、お亡くなりになる日以前3年以内かつ2019年4月1日以後に贈与を受けている場合。または2021年4月1日以後に贈与を受けている場合。

非課税となる教育資金の範囲、学校等・学校等以外の区分、領収書等についての詳細は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について(文部科学省ホームページにも掲載されています。)」をご参照ください。

※文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

以 上